

資料編

涌谷町子ども・子育て会議要綱

平成28年8月1日
要綱第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する審議会その他の合議制の機関として、涌谷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし補欠委員の任期は、残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解職されるものとする。

(会議)

第7条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

旧要綱による委員の任期は、この要綱第4条の規定にかかわらず平成30年7月31日までとする。

涌谷町子ども・子育て会議委員名簿

番号	委員区分	氏 名	備 考
1	1号委員	片桐 澄美江	公募委員 ・ 保護者代表
2	1号委員	稲川 雄久	公募委員 ・ 保護者代表
3	1号委員	遠藤 絵里子	保護者代表
4	2号委員	瀧澤 雅洋	社会福祉法人 涌谷みぎわ会理事長 ・ 涌谷保育園長
5	2号委員	城口 真由美	涌谷町幼稚園長等会会長 ・ ののだけ幼稚園長
6	2号委員	福村 淑子	八雲児童館長
7	2号委員	熱海 潤	教育総務課長
8	2号委員	浅野 孝典	健康課長
9	3号委員	大橋 ひとみ	チャイルドマインダー ・ おひさまスマイル代表
10	3号委員	千葉 邦子	涌谷町校長会代表 ・ 涌谷第一小学校長
11	4号委員	渡邊 彰子	主任児童委員

(任期：平成31年8月1日から平成32年3月31日まで)

涌谷町・安心子育て支援プラン

第2期 涌谷町 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年2月

編集・発行

涌谷町 福祉課 子育て支援室

〒987 - 0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278番地

T E L : 0229 - 43 - 5111

F A X : 0229 - 43 - 5717

E-mail : gr-kosodate@town.wakuya.miyagi.jp